



◆合併処理浄化槽の普及促進について

大崎町では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、公共下水道区域外の家庭を対象に合併処理浄化槽の普及促進に努めています。

《合併処理浄化槽の利点について》

- ・トイレが水洗化され悪臭がしなくなり、快適な生活が送れます。(汲み取りトイレから切替えた場合)
- ・家庭から流される台所やお風呂場などの生活雑排水もきれいな水に浄化して側溝へ流しますので、側溝や河川の悪臭や汚れが少なくなります。
- ・はえや蚊などの害虫が減ります。
- ・生活環境の向上や農産物への食の安心・安全に繋がります。

あなたの家は合併処理浄化槽を設置していますか？

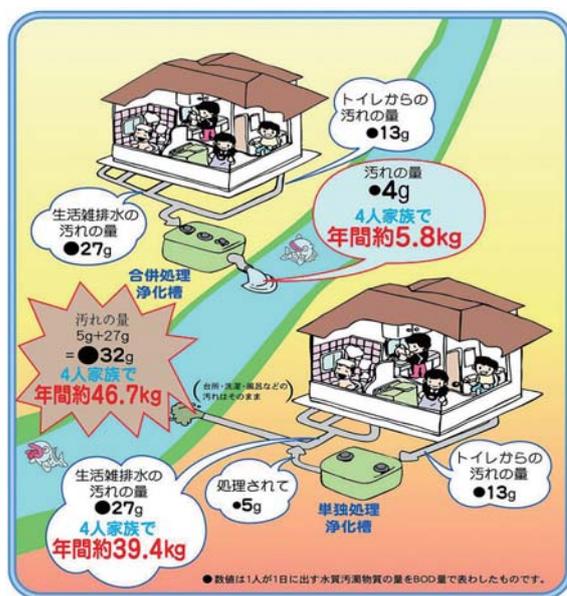
『単独処理浄化槽』を設置しているご家庭や『トイレが汲み取り』のご家庭は、生活雑排水を処理せずそのまま流しています。

合併処理浄化槽を設置した場合は、単独処理浄化槽を設置している場合に比べ、川などに放流されている汚れの量が8分の1になります。

また、汲み取り便所の家は、生活雑排水の汚れの量(27g)はそのまま流しています。合併処理浄化槽を設置されると汚れの量は約7分の1になります。

今一度、河川や海などの汚染問題を考えてみませんか？

『生活雑排水処理イメージ図』



《合併処理浄化槽補助金制度の紹介》

合併処理浄化槽を新たに設置する方に対し、その費用の一部を補助金として交付しています。各人槽に対する補助金額は、下表のとおりです。

また、これまで広く普及しております単独処理浄化槽(トイレのし尿だけを処理)は原則新設の禁止により、新築住宅などで水洗トイレを設置する場合は、生活雑排水(風呂・台所など)とトイレのし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置と、既存の**単独処理浄化槽を撤去して**合併処理浄化槽を設置(基本の補助金額に90,000円を限度として加算)する切替えも併せて推進しています。

【補助金内訳】

人槽区分	汲み取り→合併	単独→合併
5人槽 (専用住宅130㎡以内)	332,000円	422,000円
6~7人槽 (専用住宅130㎡以上)	414,000円	504,000円
8人~10人槽 (併用住宅、2世帯住宅等)	548,000円	638,000円

*補助金の申請に関わる書類作成や提出等は、申請者本人と工事の契約を交わした業者が全て代行しますので、申請者本人が役場に来て手続きをする必要は一切ありません。

*お願い・・・平成24年3月末までに完成する新築住宅で合併処理浄化槽補助金の申請を予定されている方は、早めに設置届けを出して下さい。(補助金の確保が必要なため)